



那覇市立教育研究所 所報

第5号
平成28年8月1日発行
所長 儀間 稔



ICT教育の推進

所長 儀間 稔

八月に入り、各学校・園では、校内・園内研修等で、充実した夏休みを過ごしていることとお察し申し上げます。教育研究所でも、先月号でお知らせしたように、法定研修、経年経験者研修、授業実践講座等を開催しています。これらの研修等が、一学期後半からの授業実践に活かしていただければと思っております。

さて、那覇市教育委員会では、「那覇市教育情報化推進計画」を作成し、ICT教育を推進しております。教育研究所でも、十年経験者研修にICT機器活用の選択研修を取り入れたり、タブレット端末活用講座、電子黒板活用講座、情報教育担当者研修会を実施し、先生方のICT機器活用のスキルアップに取り組んでいます。

ICT研修等で得た知識や技能は、是非、校内でも伝達講習を行つていただき、学校全体でICTを活かした授業を推進してほしいと思います。

【ICT活用の現状】（那覇市教育情報化推進計画より）

教材研究、指導の準備、評価などにICTを活用できる教員	小学校（九一・三%、中学校八四・三%）
授業中にICTを活用した授業展開ができる教員	小学校（八六・〇%、中学校七九・一%）
児童生徒にICT活用を指導できる教員	小学校（七五・二%、中学校六七・一%）

【ICT教育について】

ICT機器はツールです。使用することが目的となつてはいけません。授業そのものがうまくいかなければ、ICT教育は成り立たないからです。意図を明確にもつて、適切なタイミングで効果的に活用する事が大切です。

「ICT活用ふりかけ説」兵庫教育大学 森山潤教授

ICTは、あくまで「ふりかけ」。
ご飯のままでは食べにくい子どももいる。
そんな時、ICTという「ふりかけ」をかけることでご飯が食べやすくなることもある。
食べさせたいのはご飯である。
・当然ご飯が炊けていなければ「ふりかけ」をかけてもおいしくない。
重要な事は子どもの実態に即し、教師がICT教材という「選択肢」を持つていること。

○常に活用できるよう場所に置いてください。原則として設置場所は教室です。やむを得ず教室外で保管している場合は、常に活用しやすい場所（方法）を考慮してください。

○デジタル教科書、デジカメ、实物投影機、タブレット端末等効果性を考えて積極的に活用してください。
○基本的には「提示」「共有」「評価」で活用します。各教科等の特性に応じて活用します。
○教育研究所では、タブレット端末の貸し出しを行っています。インストラクターの派遣事業も行つておりますので、気軽にご相談下さい。
※個人用のタブレット端末を使用する場合は、管理職にきちんと報告・連絡を行つてください。

【電子黒板】

8・9月の教育研究所事業予定

- 1日 (月) 第7回 初任者研修（宿泊研）
- 2日 (火) 第8回 //
- 3日 (水) 第9回 // (糸満青少年の家)
- 5日AM (金) 数学科授業実践講座（研究所）
- 5日PM (金) 電子黒板活用講座【中】（金城中）
- 8日AM (月) 第6回 教職10年経験者研修（厚）
- 8日PM (月) 第7回 教職10年経験者研修（厚）
- 9日 (火) 教職10年経験者研修【社会体験】
- 12日 (金) 第8回 教職10年経験者研修（厚）
- 18日 (木) 第2回 教職5年経験者研修（厚）
- 22日 (月) 標準学力課題改善研修会【中】（厚）
- 23日 (火) 標準学力課題改善研修会【小】（厚）
- 24日 (水) 第3回 指導教員等連絡協議会
- 29日 (月) 学力向上に係る研修会(パレット市民劇場)
- 9月1日 (木) 第10回 初任者研修【模擬授業研】
- 5日 (月) 学級づくり講座Ⅱ（研究所）
- 6日 (火) アクティブラーニング講座（研）
- 26日 (月) 授業づくり講座Ⅱ（研究所）
- 28日 (水) 第106期 研究員 成果報告会（厚）

授業実践講座&電子黒板活用講座

7月中旬より授業実践講座と電子黒板活用講座が始まりました。8月・9月も、先生方の教育活動の充実を図るためにサポートを行うために、左記のような講座を実施いたします。各学校より多くの先生方のご参加をお待ちしております。各講座に関しまして、参加ご希望の先生方がいらっしゃいましたら、研究所までご連絡いただければと思います。

学力向上に係る研修会のお知らせ

- 期 日 8月29日(月) 14:10~
- 講 師 脇田 哲郎 氏
(福岡教育大学大学院
教育学研究科教職実践専攻 教授)
- 会 場 パレット市民劇場
- ※実施要項・参加人数等の詳細に関しては、7月21日付のデスクネットに掲載しております。
- 参加者名簿提出は、8月12日(金)迄にメールで研究所(宮里)までご提出願います。